

次期千葉県子どもの貧困対策推進計画（案）概要

計画の策定にあたって

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定による計画。
- 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。

1. 計画策定の趣旨

- 現計画（平成27年度～令和元年度）が計画期間満了し、新たな子どもの貧困対策推進計画を策定。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（令和元年6月）、国の有識者会議による提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」（令和元年8月）及び新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月）を勘案。
- 千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会、新計画策定のための作業部会で議論を重ねるとともに、学識経験者や現場で支援に携わる方々からの様々な御意見を踏まえる。
- 子どもの生活実態調査の実施（令和元年度）。

2. 基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す。そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があり、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていく。

施策横断的な基本方針

①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

- 貧困は早い段階から雪だるま式に積み重なるという認識のもと、早期に課題に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」必要。
- 子どものライフステージに応じ切れ目なく、様々な主体の様々な支援が有機的に連携。そのための情報共有のあり方の検討。
- 多くの民間団体が地域で子ども、家庭を支えている現状の認識と、その取組への支援のあり方の検討。

②支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援

- 声を上げられない子どもたちに早期に気づき支援へつなげる。アウトリーチの充実。
- 支援情報が届かない、アクセスできない家庭に積極的に情報提供。保護者だけでなく、子どもにも直接情報を提供し、子ども自身が、諦めることなく夢に向かって学び挑戦する意欲を失わないように。
- スマートフォンを活用するなど、効果的な情報発信や制度利用へのつなぎについて検討。
- 学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室等にて、貧困の状況にある子どもたちに気づき、支援につなげる。SSWなどの関係者の役割が重要。
- 保護者の健康状態、子供・保護者の障害、日本語が不自由、困窮度の高いふたり親世帯など、困窮する世帯は多様であることに留意。

③地方公共団体による取組の充実

- 市町村が地域の実情を踏まえた取組を進めるために、市町村による子どもの貧困対策についての計画策定が求められる。
- 地域をまたいだ支援の実現など、県の広域的な調整の必要性。

子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）

調査概要

1. 目的
県内の子ども及びその保護者に教育や生活に関するアンケート調査を行い、生活の実態を把握する。
2. 調査対象
県内に住む小学5年生及び中学2年生とその保護者
3. 調査方法
県内の15市町村の小中学校に調査用紙を配布し、回答は同封の封筒にて郵送
4. 回収状況
子ども票：配布数20,840部 回答者数7,173件 回答率34.4%
保護者票：配布数20,840部 回答者数7,185件 回答率34.5%

結果概要

- 子どもの生活困難度を以下の3要素から分類。3要素のうち2つ以上に該当する世帯を困窮層、1つ該当する世帯を周辺層、いずれも該当しない世帯を一般層とした。
- ①低所得：厚労省の調査から算出される基準（世帯所得134.6万円）未満の世帯
 - ②家計の逼迫：「過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった」等の質問7項目中1つ以上が該当する世帯
 - ③子どもの体験や所有物の欠如：「海水浴に行く」「毎月おこづかいを渡す」「お誕生日のお祝いをする」等15項目のうち、過去1年の間に経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある世帯

困窮層	6.9%
周辺層	12.3%
一般層	80.8%

主な調査結果

- ・困窮層では、学習環境が整っておらず、授業が分からないと感じる割合が高い。
- ・必要な食料が買えなかった経験は、小学生で14.9%、中学生17.6%である。
- ・困窮層であってもゲーム機やスマートフォンなど、高い割合で所有しているものがある。
- ・困窮層ではほっとできる居場所のない子どもの割合が高く、食生活に課題がみられる子どもの割合も高い。
- ・困窮層では子ども、保護者ともに自己肯定感が低い傾向にあり、健康状態に問題を抱えている保護者の割合が高い。
- ・困窮層では悩みの相談相手がいない割合が高く、家庭内での会話が少ない傾向がある。
- ・困窮層では15歳頃の生活が苦しかった保護者の割合が高く、成人前に両親の離婚や親からの暴力を経験した割合も高い。
- ・困窮層では平日の日中以外の勤務がある保護者の割合が高い。
- ・困窮層では就学援助費を利用したことがある保護者の割合が30%程度であり、制度を知らない保護者の割合も高い。
- ・生活困難度によらず、子どもに関する支援制度等の情報の受け取りや、悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層では学校に「相談したかったが抵抗感あった」と回答した割合が高い。

重点的支援施策（柱）	妊娠～乳幼児期	小学校	中学校	高等学校等～	
<p>1 教育の支援</p>	<p>○教育の機会均等、質の高い教育が受けられる環境整備は、貧困の連鎖を断ち切るために重要。</p>				
	<p>○子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与える幼児教育・保育の質の向上。</p>	<p>○学校を地域に開かれたプラットフォームとし、SSW、地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体が中核となり、放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域福祉との様々な連携。 ○地域の実情に応じて、学校の中で学校関係者が支援を行う場合、学校の外で地域の支援者が支援を行う場合など、「プラットフォーム」のあり方は多様。 ○学校関係者や、子どもを取り巻く関係者が生活困窮者自立制度等の支援に関する情報を認識する必要性。 ○高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートの必要性。</p>			
	<p>○幼児教育・保育無償化 ○美費徴収に係る補足給付</p>	<p>○ちばっ子「学力向上」総合プラン（学習サポーターの派遣） ○生活困窮者自立支援制度による学習・生活支援 ○小中学生の就学援助制度</p>	<p>○放課後子供教室推進事業</p>	<p>○生活福祉資金貸付 ○奨学のための給付金、貸付、就学支援金、授業料の減免など ○夜間定時制高等学校夕食費補助 ○学び直し支援金 ○地域若者サポートステーション</p>	
	<p>○特別支援教育就学奨励費</p>		<p>○放課後子供教室推進事業</p>	<p>○地域未来塾（無料の学習支援）</p>	<p>○生活福祉資金貸付 ○奨学のための給付金、貸付、就学支援金、授業料の減免など ○夜間定時制高等学校夕食費補助 ○学び直し支援金 ○地域若者サポートステーション</p>
	<p>○母子寡婦福祉資金貸付</p>		<p>○SC・SSWの配置 ○子どもと親のサポートセンター教育相談 ○生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金</p>		
<p>○帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実</p>				<p>○キャリア教育推進事業 ○ひとり親家庭等に対する学習支援</p>	
<p>2 生活の安定に資するための支援</p>	<p>○貧困家庭の子どもや親が、心理的・社会的孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、相談支援等の体制整備・充実。 ○親の元で生活できない子どもたちを社会的に養育し自立させる。 ○生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなる恐れのある家庭の把握、支援。 ○食の支援（フードバンクや子ども食堂といった民間団体の取組との連携、支援のあり方）、安心して過ごせる居場所づくり、住宅に関する支援。 ○家庭で適切な養育が受けられない子どもに対する里親等の家庭的な環境での養育、社会人として自立するための支援。</p>				
	<p>○予期しない妊娠や妊娠・出産に際し経済的に困難を抱える女性に対し、早期に課題を把握、社会的孤立を防ぐ。 ○乳幼児期の早期の段階で貧困の端緒をみつけ、支援につなげる。</p>		<p>○放課後児童クラブ ○放課後児童支援員等研修 ○【再】放課後子供教室推進事業</p>		<p>○社会的養護自立支援事業 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 ○【再】地域若者サポートステーション</p>
	<p>○乳児家庭全戸訪問 ○子育て世代包括支援センター ○妊娠SOS相談 ○保育士等キャリアアップ研修</p>	<p>○養育支援訪問 ○母子保健事業による支援 ○乳幼児健康診査 ○幼児教育推進事業</p>	<p>○子ども医療費助成事業</p>		
	<p>○子ども医療費助成事業</p>				<p>○子ども医療費助成事業</p>
	<p>○生活困窮者自立支援制度による自立相談支援 ○母子・父子自立支援員に対する研修 ○ひきこもり地域支援センター ○児童相談所の体制・機能強化 ○住宅セーフティネット制度・あんしん賃貸支援事業</p>		<p>○中核地域生活支援センター ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば） ○生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金 ○生活保護世帯の支援員、民生委員等への研修</p>		<p>○民生委員、児童委員制度 ○ひとり親家庭等生活向上事業 ○母子生活支援施設 ○児童家庭支援センター ○里親等への委託の推進 ○県営住宅へ入居する際の優遇措置</p>
<p>○母子生活支援施設 ○児童家庭支援センター ○里親等への委託の推進 ○県営住宅へ入居する際の優遇措置</p>				<p>○母子・父子自立支援員による相談の実施 ○親力アップいきいき子育て広場 ○児童養護施設、乳児院等の機能強化</p>	

重点的支援施策（柱）	妊娠～乳幼児期	小学校	中学校	高等学校等～
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<p>○保護者が働いて収入を得ることは、子どもの将来の就労への意欲や自立心の助長等を育み、貧困連鎖の防止に当たり教育的意義あり。</p> <p>○単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても子どもが健やかに成長できる体制の整備。</p> <p>○困窮度の高いふたり親世帯への支援や、中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援。</p>			
	<p>○生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業・就労自立給付金 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○【再】母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○子育て短期支援事業</p> <p>○千葉県ジョブサポートセンター ○離職者等再就職訓練事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>○生活保護法による生業扶助 ○母子家庭等自立支援給付金 ○ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付</p>			
	<p>○【再】放課後児童クラブ</p>			
4 経済的支援	<p>○生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備。</p> <p>○学用品等の負担が大きい一方、就学援助費に関して利用の仕方や制度について知らない家庭がある。様々な支援について、周知を徹底する必要。</p> <p>○安価で良質な学用品等を購入できるように工夫するなどの対応。 ○経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることで効果を高める。</p>			
	<p>○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費等助成 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○【再】特別支援教育就学奨励費 ○【再】母子寡婦福祉資金貸付 ○【再】母子家庭等自立支援給付金</p> <p>○【再】ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付 ○【再】生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金 ○【再】県営住宅へ入居する際の優遇措置</p>			
	<p>○児童手当 ○【再】子ども医療費助成事業</p> <p>○【再】実費徴収に係る補足給付</p>			
	<p>○【再】生活福祉資金貸付</p> <p>○【再】奨学のための給付金、貸付制度、就学支援金、授業料の減免等</p> <p>○【再】夜間定時制高等学校夕食費補助 ○【再】学び直し支援金</p> <p>○【再】児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付</p>			
	<p>○【再】小中学生の就学援助制度</p> <p>○【再】生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金</p>			
5 支援につなぐ体制整備	<p>○行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とをつなぐための体制整備が必要。支援につなぐために、支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が重要。</p> <p>○「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあり。</p> <p>○持ち物や外見でわからない、本人が貧困を隠すなど、表面には出てこない貧困があることに留意。 ○保育士等に対する貧困への「気づき」のための研修が重要。</p> <p>○「気づき」を支援につなげるため、SSWが十分に力を発揮できる環境整備が重要。市町村の福祉部門や児童相談所、地域と連携する体制の構築が必要。</p> <p>○複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関の「貧困」に対する当事者意識、専門職同士の連携が必要。</p> <p>○幼稚園、保育所、学校等の現場で使える「気づき」のためのチェックシート、支援につなぐためのガイドブックの作成に向けた検討。</p>			
	<p>○気づきのためのチェックシート、支援につなぐためのガイドブックの作成に向けた検討</p>			
	<p>○家庭教育支援チームの再構築</p>			
	<p>○【再】保育士等キャリアアップ研修 ○【再】SC・SSWの配置 ○【再】教育相談に関する教員の資質向上研修</p> <p>○【再】幼児教育推進事業</p>			
	<p>○【再】放課後児童支援員等研修</p>			

調査・研究

- 1 子どもの貧困に関する実態の把握
 - 令和元年度に実施した「子どもの生活実態調査」により判明した子どもの貧困の実態について、今後の推移を確認していくため、国の全国的な実態調査の動向を注視し、今後の本県の実態把握の方法を検討。
- 2 子どもの貧困対策に関する調査・研究、市町村への情報提供
 - 国による調査研究の成果、先進施策の事例について調査研究。
 - 市町村に対する、本県の子どもの貧困に関する実態や国の地域子供の未来応援交付金の活用についての情報提供など、市町村の計画策定や対策の推進に向けた支援。

推進体制

- 教育分野、福祉分野等の多様な関係者と連携・協力。
- 子どもの貧困に関する施策を実施する県庁内関係部局を構成員とした連絡会議で情報共有、効果的な取組の検討。
- 千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会で指標の状況、対策の効果等の検証・評価

子どもの貧困に関する指標

	指標	直近値	
教育の支援			
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 【目標】 県全体の高等学校等進学率に近づける	89.0% (平成30年3月卒業生)	
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 【目標】 減少させる	4.5% (平成29年度)	
3	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退者数 【目標】 減少させる	79人 (平成29年度)	
4	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 【目標】 増加させる	32.9% (平成30年3月卒業生)	
5	児童養護施設の 子供の進学率	中学校卒業後 【目標】 県全体の高等学校等進学率 に近づける	90.8% (平成30年5月1日時点)
6		高等学校等卒業後 【目標】 増加させる	25.0% (平成30年5月1日時点)
7	全世帯の子供の高等学校中退率 【目標】 減少させる	1.4% (平成30年度)	
8	全世帯の子供の高等学校中退者数 【目標】 減少させる	2,160人 (平成30年度)	
9	スクールソーシャルワーカーの配置人数 【目標】 増加させる	52人 (平成30年度)	
10	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 【目標】 増加させる	小学校	31.6% (平成30年度)
11		中学校	39.8% (平成30年度)
12	スクールカウンセラーの 配置率	小学校	28.1% (平成30年度)
13		中学校	100% (平成30年度)
14		高等学校	66.9% (平成30年度)
15	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合) 【目標】 増加させる	40.7% (令和元年度)	
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	96.3% (令和元年度)
17		中学校	98.1% (令和元年度)

	指標	直近値	
生活の安定に資するための支援			
18	電気、ガス、水道料 金の未払い経験	ひとり親世帯 【目標】 減少させる	電気料金 8.0% ガス料金 7.5% 水道料金 7.7% (令和元年度調査)
19		子供がある全世帯 【目標】 減少させる	電気料金 2.8% ガス料金 2.3% 水道料金 3.0% (令和元年度調査)
20	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯 【目標】 減少させる	食料が買えない経験 29.7% 衣服が買えない経験 37.1% (令和元年度調査)
21		子供がある全世帯 【目標】 減少させる	食料が買えない経験 16.0% 衣服が買えない経験 21.1% (令和元年度調査)
22	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人 (家族、友人、親戚、同僚など)がいない保護者の割合	ひとり親世帯 【目標】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 23.4% 周辺層 12.8% 一般層 5.3% (令和元年度調査)
23		子供がある全世帯 【目標】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 22.6% 周辺層 12.2% 一般層 4.7% (令和元年度調査)
24	頑張れば報われると思う子供の割合 【目標】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 67.1% 周辺層 73.2% 一般層 77.4% (令和元年度調査)	
25	自分は価値のある人間だと思う子供の割合 【目標】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 37.8% 周辺層 50.4% 一般層 56.3% (令和元年度調査)	
26	自分のことが好きだと思う子供の割合 【目標】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 39.4% 周辺層 50.1% 一般層 57.6% (令和元年度調査)	

	指標	直近値	
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
27	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 【目標】 増加させる	80.6% (平成27年)
28		父子世帯 【目標】 増加させる	86.4% (平成27年)
29	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 【目標】 増加させる	44.0% (平成27年)
30		父子世帯 【目標】 増加させる	71.2% (平成27年)

経済的支援			
31	困窮層(①低所得②家計の逼迫③子供の体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合	ひとり親世帯 【目標】 減少させる	22.7% (令和元年度調査)
32		子供がある全世帯 【目標】 減少させる	6.9% (令和元年度調査)
33	周辺層(①低所得②家計の逼迫③子供の体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合	ひとり親世帯 【目標】 減少させる	27.1% (令和元年度調査)
34		子供がある全世帯 【目標】 減少させる	12.3% (令和元年度調査)

支援につなぐ体制整備		
35	子どもの貧困対策において、学校がSSWを活用したいと考えた際に実際に活用できた割合 【目標】 増加させる	95.9% (令和元年度)
36	スクールソーシャルワーカーが関係機関等(児童家庭福祉、保健・医療など)と連携した件数 【目標】 増加させる	844件 (平成30年度)
37	子どもの貧困計画を策定した県内市町村 【目標】 増加させる	4市 (令和元年6月時点)